



島根県報

平成25年2月8日(金)

号外第10号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第100号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年2月8日

島根県知事 溝口善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考		
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長				
県道	三刀屋佐田線	出雲市佐田町反辺722番1地先から同708番4地先まで	前	メートル 24.00～46.00	メートル 82.00	出雲県土整備事務所	不用物件発生 減幅 市道移管	
			後	24.00～40.00	82.00			
〃	大社日御碕線	出雲市大社町日御碕1370番36地先から同番地先まで	前	14.90～16.20	29.00	出雲県土整備事務所	道路改良工事 拡幅	
			後	25.20～71.00	29.00			
〃	〃	出雲市大社町日御碕1370番36地先から同番76地先まで	前 A	5.50～57.80	494.00	出雲県土整備事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ	
			後	A	5.50～57.80			494.00
				B	8.70～38.90			439.00

島根県告示第101号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年2月8日

島根県知事 溝口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	三刀屋佐田線	出雲市佐田町反辺721番1地先から同2500番1地先まで	メートル 222.00	平成25年 2月8日	出雲県土整備 事務所	
〃	大社日御碕線	出雲市大社町日御碕1370番36地先から同番76地先まで	468.00	平成25年 2月8日		